

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る権利の特典措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
2020010	NPO法人の利益配分と認定NPO法人要件の緩和	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令	【定義】 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次がいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。 二 (略) 【原則】 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。 【その他の事項】 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 第四十九条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその事業経費及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けなければならない場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の額等について寄附金控除の特典の適用があるものとする。 【租税特別措置法施行令】 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の控除算入の特例 第三十九条の十三 法第六十六条の十一の第三項に規定する除金で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 業績測定期間における経常収入金額(次に掲げる金額をいう。次項において同じ。)のうち寄附金等収入金額(次に掲げる金額(財務諸表で定める要件を満たす法人にあつては、当該法人に掲げる金額の合計額)をいう。次項において同じ。)の占める割合が三分の一以上であること。 【イハ(略)】 【イハ(略)】 一は、法第六十六条の十一の第二第三項の認定を受けようとする法人が平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に届出申請の申請書を出した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一」とあるのは、「五分の一」とする。			【提案理由】 「定戸市羽根町内の10万坪(個人所有で、下記6つのNPO法人による事業を実施し、相互の知見やノウハウを共有することで、一事業でのリスク分散とシナジー効果によって各事業の継続的実現を図り地域の活性化に貢献する。」「寄付金により、より主たる経常収入金額を事業の収入で賄う事業モデルの為、認定NPO法人の要件の一つであるPST基準を満たさないNPO事業である。」「寄附金に頼らず、事業からの収入を主とする為、認定NPO法人の要件であるPST基準を緩和する。」「対象となるNPO法人が認定されていることより、利益配分の緩和措置によって、事業の安定性を図る。」「事業の信頼公開と県・住民のチェック機能によって、事業の透明性を図る。	0	1	特定非営利活動法人は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動(法第2条第1項(定義))を行うことを主たる目的とする非営利法人である。上記の目的を受け、法第3条第1項(特定)の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない」とされており、明示的に利益の優先が限定される本提案は、特定非営利活動法人制度の趣旨に反するものである。 尚、提案で言及のある認定NPO制度の現状としては以下のとおりである。 認定NPO法人に対する租税上の各種優遇措置が、公的サービスの財源となる租税を減免するものであることから、優遇対象となる法人は、相当の公益性を有するものであることが必要である。 一方、NPO法人制度は、公益の関与からなる「自由を確保する」という仕組みになっており、個々の法人の具体的な活動について監督するものでないことから、これに付帯する仕組みとして、「どれだけ幅広く支援されているか」ということを基本的な考え方とした「パブリック・サービス・サポーター・システム」により、取組に占める寄附金の割合が一定程度以上であることが求められるが、この基準値は本来3分の1以上であるところ、平成22年度末までは特例として5分の1以上とし、緩和措置しているところである。	地域活性化モデル事業	1059010	㈱アップロン	高知県	内閣府
2020020	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦	なし	なし		内閣府が主体となって連携を出す	現在をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が顕しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと考えられる。そこで従来の建物における単体管理の中で一人当たりの年間排出量という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける提案したい。従来の省エネモニターが建物で測ってきた「原単位」を平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にはならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間エネルギー使用量で割る基準にして1人当たりのCO2排出量(以下「原単位」)を加えればより明確な判断ができる。省庁対抗省エネ合戦は経済産業省から誘引と判断されるアイデアだがこれは国策の1%を達成する為内閣府主導で進めようと思われ。	1	1	京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る効果ある対策を総合的に推進するため「地球温暖化対策推進本部」が内閣に設置されており、本事業はその機関において執行されるのが望ましいと考えられる。	1070010	NPO法人地球環境推進センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府	
2020030	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について	(内閣府所管分としては)特定非営利活動促進法	【定義】 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次がいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。 二 (略) 【イロ(略)】 【イロ(略)】 【原則】 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。 2 (略) 【その他の事項】 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。		銀行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていないため、社会貢献性の高い事業の継続性が課題がある。社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求めたい。	【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認 【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の継続性が課題がある。 【期待される効果】 NPO法人が株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる	E	1	特定非営利活動促進法第2条第2項第1号では、特定非営利活動法人は「営利を目的としないものであること」としている。	1073050	株式会社/リノグループ グランドキャベネット	東京都	法務省 内閣府	